

株 主 各 位

埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役 岸 本 圭 司
執行役員社長

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月21日（月曜日）午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県上尾市宮本町2番1号
アリコバールサロン館4階 東武バンケットホール上尾
（会場は末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第22期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.supervalue.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.supervalue.jp/ir>）に掲載することにより、お知らせいたします。

〔添付書類〕

事 業 報 告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が継続し、緩やかな回復基調で推移しましたが、欧米諸国の政策動向や東アジアの地政学的リスクなど世界経済への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続きました。

小売業界におきましては、個人消費は持ち直しつつあるものの、人材不足と人件費の上昇がますます大きな経営課題となる中、大手企業を中心とした値下げ販売を口火に業態を超えた販売競争は一段と激化し、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社では「よい商品をより安く」を追求し、生鮮食品を中心に鮮度・品質の高い商品をできる限り安価で提供することでスーパーバリューファンの拡大を目指してまいりました。ホームセンター事業では、上尾愛宕店及び入間春日町店において、ホームファッションとして気軽に楽しめるお手頃価格の家具売場を新規事業として新設し、販売を開始いたしました。なお、一部店舗において休業を伴う店舗改装を実施したこと、また数回にわたる台風の襲来や天候不良など悪天候の影響を大きく受けたことのほか、平成29年10月に現金ポイントカードの仕組みを変更し、積極的なポイント販促を展開したこと等により、ポイント引当金が前期末に比べ2億2百万円増加したことで、売上高、売上総利益を同額押し下げることとなりました。その結果、既存店売上高は前期比97.5%となりました。

利益面では、引き続き利益改善を目指し、仕入全般の再点検及び開発商品“スーパーバリューセレクト”の拡販等に取り組んだ結果、売上総利益率は前期を0.1ポイント上回る21.7%を確保することができました。

経費面では、継続的に取り組んでいる新卒採用及び人材確保に伴う全体的な賃金の上昇による人件費の増加、また新規出店及び店舗改装に関する経費と新規事業並びにリニューアルに関わる経費等を一時経費として2億74百万円計上したこと、将来を見据えた主要店舗の設備改修への投資等により、販売費及び一般管理費は前期比106.3%と増加いたしました。

店舗展開におきましては、新規出店として平成29年9月13日に春日部小淵店（埼玉県春日部市）、平成29年10月28日に大宮三橋店（埼玉県さいたま市大宮区）、平成29年12月13日に南浦和店（埼玉県さいたま市南区）の食品スーパー3店舗を出店したほか、新業態として平成29年10月19日に御売パワーセンター岩槻店（埼玉県さいたま市岩槻区）を居抜き出店し、当事業年度末の店舗数は32店舗となりました。また、平成29年3月に練馬大泉店、平成29年11月に越谷店において店舗改装を実施、平成29年4月から5にかけて上尾愛宕店及び入間春日町店において、新規事業となる家具販売の開始にあわせてホームセンター売場の大規模なリニューアルを実施いたしました。

以上の結果、売上高は739億66百万円（前期比0.6%増）、営業利益は55百万円（前期比93.8%減）、経常利益は1億56百万円（前期比84.0%減）となりました。なお、平成29年7月18日に発表いたしました「固定資産（建物等）の贈与による取得（受贈）に関するお知らせ」に関し、当該固定資産の取得（受贈）に伴う受贈益4億23百万円を特別利益として計上したほか、店舗に係る減損損失等4百万円を特別損失として計上したことにより、当期純利益は4億6百万円（前期比35.2%減）となりました。

事業部門別及び品目別売上高は次のとおりであります。

《事業部門別及び品目別売上高》

（単位：百万円、%）

事業部門	品目別	第21期 （平成29年2月期）	第22期 （当事業年度）	対前年度増減	
		金額	金額	金額	増減比
S M 事業	生 鮮 食 品	30,346	30,527	181	0.6
	グ ロ ッ サ リ	28,208	28,623	414	1.5
	S M 事業計	58,555	59,151	595	1.0
H C 事業	第 1 グループ	3,189	3,276	86	2.7
	第 2 グループ	3,410	3,409	△1	△0.0
	第 3 グループ	3,011	2,961	△49	△1.6
	第 4 グループ	5,339	5,162	△176	△3.3
	そ の 他	17	4	△13	△76.4
	H C 事業計	14,968	14,814	△153	△1.0
合 計		73,523	73,966	442	0.6

（注） 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 品目別の各構成内容は次のとおりであります。

- (1) 生鮮食品 (青果、精肉、鮮魚、惣菜)
- (2) グロッサリー (加工食品、米、酒、日配品)
- (3) 第1グループ (日曜大工用品、園芸用品、エクステリア用品、リフォーム)
- (4) 第2グループ (カー用品、レジャー用品、ペット用品)
- (5) 第3グループ (家電製品、対面(注3)、インテリア用品)
- (6) 第4グループ (家庭・日用雑貨、文具・玩具、ドラッグ)
- (7) その他 (売上仕入(注4))

3. 対面販売形態の部門を指しております(例:時計・カメラ等)。

4. 売上が計上されるのと同時に仕入が計上される取引形態のことを指しております(例:切花等)。

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資及び資金調達

当事業年度において実施した設備投資の総額は23億1百万円で、これは主に、新規出店等に係る有形固定資産の取得19億61百万円及び新規出店等に係る差入保証金の差入1億31百万円であります。資金調達につきましては、長期借入金12億83百万円の約定返済及び短期、長期借入金37億円を実施したことにより、借入金全体では、24億16百万円の増加となりました。

② 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	事業年度	第19期	第20期	第21期	第22期
		(平成27年2月期)	(平成28年2月期)	(平成29年2月期)	(当事業年度)
売 上 高(千円)		60,274,834	68,400,426	73,523,762	73,966,024
経 常 利 益(千円)		520,160	652,913	977,820	156,292
当 期 純 利 益(千円)		269,816	367,041	627,471	406,314
1株当たり当期純利益(円)		42.62	57.97	99.09	64.16
総 資 産(千円)		22,534,794	23,151,508	22,918,234	26,423,105
純 資 産(千円)		5,125,373	5,542,612	6,096,143	6,386,362
1株当たり純資産額(円)		808.24	873.90	961.32	1,007.15

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除したものにより算出しております。

なお、当社は、平成29年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 対処すべき課題

小売業を取り巻く経営環境は、労働需給の逼迫による人件費の上昇が収まることはなく、さらに物流コストの上昇や商品原価の値上げ等コストの増加は避けられない中、業態を超えた企業間の競争はさらに激化し、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと予測されます。

こうした中で、当社は引き続き従業員一人ひとりの意識までを包括した改革を推進し、生産性を高めることによって収益力の伸長を図るとともに、消費者から信頼される企業となるため、以下の事項を重点課題として取り組んでまいります。

- ・新卒採用及び従業員教育の更なる強化
- ・棚卸ロス及び値引き・廃棄ロスの削減等コスト削減への取り組み
- ・地域特有のニーズを的確に反映した商品を供給できる体制の確立
- ・商品の安全性を十分考慮した衛生管理や履歴管理の徹底
- ・一店一店の収益性と効率性及び地域性を最重視した出店・店舗運営の実施

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社は、食品スーパーとホームセンターを併設した複合型小売店舗及び食品スーパー単独の小売店舗を展開しており、その主な取扱い商品は次のとおりです。

① SM事業

青果、精肉、鮮魚、惣菜、加工食品、米、酒、日配品

② HC事業

日曜大工用品、園芸用品、エクステリア用品、リフォーム、カー用品、レジャー用品、ペット用品、家電製品、対面（時計・カメラ等）、インテリア用品、家庭・日用雑貨、文具・玩具、ドラッグ

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（平成30年2月28日現在）

- | | |
|------|-------------------------|
| ① 本社 | 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号 |
| ② 店舗 | スーパーバリュー草加店（埼玉県草加市） |
| | スーパーバリュー越谷店（埼玉県越谷市） |
| | スーパーバリュー戸田店（埼玉県戸田市） |
| | スーパーバリュー練馬大泉店（東京都練馬区） |
| | スーパーバリュー春日部武里店（埼玉県春日部市） |
| | スーパーバリュー南船橋店（千葉県船橋市） |

スーパーバリュー杉並高井戸店（東京都杉並区）
 スーパーバリュー上尾愛宕店（埼玉県上尾市）
 スーパーバリュー川口前川店（埼玉県川口市）
 スーパーバリュー入間春日町店（埼玉県入間市）
 スーパーバリュー東所沢店（埼玉県所沢市）
 スーパーバリュー荒川一丁目店（東京都荒川区）
 スーパーバリュー大宮天沼店（埼玉県さいたま市大宮区）
 スーパーバリュー見沼南中野店（埼玉県さいたま市見沼区）
 スーパーバリュー志茂店（東京都北区）
 スーパーバリュー等々力店（東京都世田谷区）
 スーパーバリュー中浦和店（埼玉県さいたま市南区）
 スーパーバリュー府中新町店（東京都府中市）
 スーパーバリュー国立店（東京都国立市）
 スーパーバリュー西尾久店（東京都荒川区）
 スーパーバリュー朝霞泉水店（埼玉県朝霞市）
 スーパーバリュー飯能店（埼玉県飯能市）
 スーパーバリュー品川八潮店（東京都品川区）
 スーパーバリュー福生店（東京都福生市）
 スーパーバリュー春日部大場店（埼玉県春日部市）
 スーパーバリュー上尾小泉店（埼玉県上尾市）
 スーパーバリュー八王子高尾店（東京都八王子市）
 スーパーバリュー川口伊刈店（埼玉県川口市）
 スーパーバリュー春日部小湊店（埼玉県春日部市）
 卸売パワーセンター岩槻店（埼玉県さいたま市岩槻区）
 スーパーバリュー大宮三橋店（埼玉県さいたま市大宮区）
 スーパーバリュー南浦和店（埼玉県さいたま市南区）

使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
532名	23名減	40歳11ヶ月	8年0ヶ月

- (注) 1. 使用人には、契約社員、嘱託社員、パートタイム社員及びアルバイトを含んでおりません。
2. 契約社員、嘱託社員、パートタイム社員及びアルバイトの期中平均雇用人員は、2,115名（1日8時間換算）です。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

子会社につきましては、資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績の分析に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況（平成30年2月28日現在）

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,418,750
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,072,180
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,543,452
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	1,350,170
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,208,560
株 式 会 社 足 利 銀 行	825,000
株 式 会 社 群 馬 銀 行	435,020
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	277,630

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の現況

(1) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
有 限 会 社 ラ イ ト 経 営	2,119,800	33.47
有限会社ドクターホールディングス	1,125,000	17.77
川 畑 博 士	945,000	14.92
スーパバリュー従業員持株会	420,590	6.64
武 井 典 子	188,700	2.98
川 畑 昭 子	164,100	2.59
株 式 会 社 ジ ャ パ ン ミ ー ト	60,600	0.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	60,000	0.95
伊 藤 昭	52,000	0.82
田 幡 徹 夫	44,400	0.70

(注) 持株比率は、自己株式(759株)を控除して算出しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 21,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,333,300株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 1,334名 |

(注) 平成29年3月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する状況

- (1) 当事業年度の末日において会社役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限る。）の状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回新株予約権 810個	普通株式 243,000株	平成19年6月1日～ 平成39年5月31日	1株につき 1円	1名
	第3回新株予約権 72個	普通株式 21,600株	平成20年6月1日～ 平成40年5月31日	1株につき 1円	1名
監査役	第3回新株予約権 3個	普通株式 900株	平成20年6月1日～ 平成40年5月31日	1株につき 1円	1名

(注) 平成29年3月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権（職務執行の対価として交付したものに限る。）の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度の末日において従業員が保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 会社役員（氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況、辞任等に関する事項）に関する状況

（平成30年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岸本七朗	代表取締役 執行役員会長	有限会社ライト経営 代表取締役
岸本圭司	代表取締役 執行役員社長	
中谷圭一	常務取締役 執行役員 管理部門担当	
鈴木和弥	取締役 執行役員 総務人事統括	
飯野忠	取締役	株式会社キッチンスタジオ 代表取締役
小森谷繁行	常勤監査役	
小崎光明	監査役	
間宮俊幸	監査役	

- (注) 1. 取締役飯野 忠氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小森谷繁行氏、小崎光明氏及び間宮俊幸氏は、社外監査役であります。
3. 取締役飯野 忠氏及び監査役小崎光明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小森谷繁行氏及び間宮俊幸氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び各社外監査役との間において、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結しており、その賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に2百万円または会社法第425条第1項各号に定める額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取 （う ち 社 外 取 締 役 ）	5名 (1名)	160,468千円 (2,400千円)
監 （う ち 社 外 監 査 役 ）	3名 (3名)	7,300千円 (7,300千円)
合 （う ち 社 外 役 員 ）	8名 (4名)	167,769千円 (9,700千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成21年5月28日開催の第13回定時株主総会における決議により、年額240,000千円以内（使用人分給と相当額を除く。）と定めております。
2. 監査役の報酬額は、平成21年5月28日開催の第13回定時株主総会における決議により、年額36,000千円以内と定めております。

(3) その他会社役員（当該事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との兼任状況及び当該他の法人等との関係

取締役飯野 忠氏が代表取締役を務める株式会社キッチンスタジオと当社との間に取引関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会（21回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	飯 野 忠	21回	100%	—	—
監 査 役	小森谷 繁 行	21回	100%	14回	100%
監 査 役	小 崎 光 明	21回	100%	14回	100%
監 査 役	間 宮 俊 幸	21回	100%	14回	100%

3. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役飯野 忠氏は、他の会社の代表取締役を兼務しており、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範囲な視野から適時必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役小森谷繁行氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において、当社の業務執行者から独立した立場で適宜必要な意見を述べるとともに、専門的な見地から発言を行っております。
- ・ 監査役小崎光明氏は、取締役会及び監査役会において、当社の業務執行者から独立した立場で適宜必要な意見を述べるとともに、社外監査役として監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行っております。
- ・ 監査役間宮俊幸氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において、当社の業務執行者から独立した立場で適宜必要な意見を述べるとともに、専門的な見地から必要な発言を積極的に行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

基本方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため「スーパーバリュー行動指針」を制定・施行し、取締役並びに従業員等が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、平成20年4月には金融商品取引法に対応する内部統制委員会を発足し、主として財務報告の信頼性を確保するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
 - ・ 情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 法令に従い、取締役の職務の執行に係る情報・文書を適正に保存・管理し、その状況を内部監査でチェックしております。
 - ・ 取締役の職務の執行に係るデータベース化された情報については、情報セキュリティマニュアルを制定、パスワード認証・アクセス権限・利用履歴管理を徹底し、不正アクセスを防止しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 総務・人事をリスク管理の中核とし、関連諸規程・マニュアルの整備・検証・見直しを行っております。
 - ・ 当社においてウエイトの高まっているSM事業においては、衛生管理マニュアルを制定、温度管理、食中毒の予防、適正な表示の徹底を図り、リスク発生の未然防止に努めております。
 - ・ クレーム対応マニュアル、事故等報告マニュアルを制定、速やかな報告を徹底することにより、想定されるリスクを法律事務所等に助言・指導を求め、損失未然防止の管理強化に努めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 執行役員規程を整備し、業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。
 - ・ 稟議規程、職務権限規程を整備、取締役会に付議される議案の事前稟議を徹底し、各取締役が十分準備ができる体制をとるものとしております。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・企業倫理の徹底のため、会社構成員すべてが守らなければならない「スーパーバリュー行動指針」を制定、またリスク情報等を早期に収集し、適切に対処するため社内通報制度を整備しております。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関係会社管理規程を制定、経理が業務分掌規程に基づき主管し、子会社の適正な管理、相互の利益促進を図っております。また、当該規程により監査役への報告の体制を整えております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとしております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。
 - ・監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとしております。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じ、必要な報告・情報提供を行っております。なお、報告した者が報告を理由として不利な扱いを受けないことを、監査役監査規程に定めております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- ・取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
 - ・監査役職務執行のための費用又は債務の処理については、請求に基づき適時処理をするものとしております。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、「スーパーバリュー行動指針」に反社会的勢力との絶縁を掲げ、関係排除を徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- a. 総務・人事を反社会的勢力排除に向けた対応統括部署としております。
- b. 埼玉企業暴力防止対策協議会及び埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの会員となり、その活動に参加するとともに、情報収集等を行っております。
- c. 反社会的勢力対応マニュアル等を整備し、社内に周知徹底を図るとともに、現場管理者の育成に努めております。
- d. 日々発生するクレーム等についても、クレーム対応マニュアル・事故等報告マニュアルを整備するとともに、必要に応じ埼玉県企業暴力防止対策協議会の顧問である埼玉県警察本部や顧問弁護士に相談し、指導・助言を受けております。
- e. これらの活動報告や収集された情報等は、社内の各種会議等において、役員や幹部社員に報告され、反社会的勢力介入阻止に向け意識を徹底し、全社を挙げて取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

①取締役の職務執行について

毎月定例の取締役会及び臨時の取締役会を開催し、法令等に定められた事項、経営方針、予算策定等の経営重要事項について決定し、月次の業績分析・評価を行うとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。

②監査役の職務執行について

監査役会を毎月開催し、監査方針・監査計画を協議決定し重要な社内会議等に出席するとともに、稟議書兼決済申請書や事故報告書等の監査を行っております。また、常勤監査役は内部監査室及び監査法人と定期的にミーティングを行い、意見交換を行うとともに、監査上の問題点や課題について、三者間で情報の共有を行うことで連携を図っております。

③財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、決算開示資料等については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が高いことから、取締役会に付議し承認を得た上で開示を行うことにしております。

④コンプライアンスについて

コンプライアンスに抵触する事態発生の早期発見、解決に取り組むため、社長室を対応統括部署とし、内部通報制度を導入し、全役職員に周知するため

年1回定期的に全体会議である営業会議でアナウンスを行っております。また、「スーパーバリュー行動指針」を活用し、店舗・本社本部の朝礼等で周知を行い、コンプライアンスに抵触する事態発生の抑止強化を図っております。

⑤リスク管理体制について

リスク管理を強化するため、対応統括部署である総務・人事が、管理部門・営業企画推進・営業統括・商品部を取りまとめ各種規程及びマニュアルの改廃整備を定期的に行い、リスクの見直しを行うとともに、取締役会に報告しております。

⑥反社会的勢力の排除について

埼玉企業暴力防止対策協議会及び埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの主催するセミナーに定期的に参加し、反社会的勢力の情報収集やロールプレイング研修による実技研修を体験し、事態に備えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して適正かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。

当期の配当につきましては、平成30年4月13日の当社取締役会において、売上高は微増、営業利益、経常利益及び当期純利益は減益ではありますが、新規出店及び店舗改装等による一時的な経費の発生であることから、当初の計画のとおり、普通配当として1株当たり19円00銭の配当の実施を決議する予定であります。その結果、配当性向は29.6%となりました。

なお、平成29年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

また、次期につきましては、1株につき19円00銭を基本としつつ、上記の基本方針とともに業績の成果等を考慮して行っていく所存であります。

なお、当社の配当の決定機関は中間配当及び期末配当とも取締役会であります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>    |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,115,703</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>11,137,483</b> |
| 現金及び預金          | 1,175,525         | 支払手形             | 276,302           |
| 売掛金             | 419,795           | 買掛金              | 5,032,423         |
| 商品              | 3,641,372         | 短期借入金            | 2,100,000         |
| 貯蔵品             | 13,641            | 1年内返済予定の長期借入金    | 1,303,398         |
| 前払費用            | 207,960           | リース債務            | 414,003           |
| 繰延税金資産          | 237,404           | 未払金              | 442,524           |
| 未収入金            | 234,164           | 未払費用             | 692,149           |
| 1年内回収予定の差入保証金   | 162,779           | 未払法人税等           | 180,496           |
| その他             | 23,059            | 未払消費税等           | 67,125            |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,307,401</b> | 前受金              | 22,023            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,291,172</b> | 預り金              | 29,746            |
| 建築物             | 7,600,444         | 賞与引当金            | 180,000           |
| 構築物             | 554,168           | ポイント引当金          | 396,201           |
| 車両及び運搬具         | 0                 | その他              | 1,088             |
| 器具及び備品          | 126,680           | <b>固定負債</b>      | <b>8,899,259</b>  |
| 土地              | 5,407,855         | 長期借入金            | 6,727,364         |
| リース資産           | 1,095,455         | リース債務            | 934,479           |
| 建設仮勘定           | 506,568           | 退職給付引当金          | 198,946           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>451,787</b>    | 資産除去債務           | 891,302           |
| リース資産           | 99,210            | 預り保証金            | 147,167           |
| その他             | 352,577           | <b>負債合計</b>      | <b>20,036,743</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,564,441</b>  | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 関係会社株式          | 3,000             | <b>株主資本</b>      | <b>6,377,834</b>  |
| 長期前払費用          | 386,386           | 資本金              | 374,011           |
| 繰延税金資産          | 226,782           | 資本剰余金            | 282,873           |
| 差入保証金           | 3,697,241         | 資本準備金            | 282,873           |
| 前払年金費用          | 223,988           | 利益剰余金            | 5,721,281         |
| その他             | 32,380            | 利益準備金            | 6,680             |
| 貸倒引当金           | △5,337            | その他利益剰余金         | 5,714,601         |
| <b>資産合計</b>     | <b>26,423,105</b> | 別途積立金            | 3,300,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金          | 2,414,601         |
|                 |                   | 自己株式             | △332              |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>     | <b>8,527</b>      |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>6,386,362</b>  |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>26,423,105</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成29年 3月 1日から  
平成30年 2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金        | 額          |
|-------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                   |          | 73,966,024 |
| 売 上 原 価                 |          | 57,948,986 |
| 売 上 総 利 益               |          | 16,017,037 |
| 営 業 収 入                 |          | 331,678    |
| 営 業 総 利 益               |          | 16,348,716 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 16,293,231 |
| 営 業 利 益                 |          | 55,485     |
| 営 業 外 収 益               |          |            |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         | 29,490   |            |
| 仕 入 割 引                 | 8,344    |            |
| 受 取 手 数 料               | 120,220  |            |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 59,969   | 218,025    |
| 営 業 外 費 用               |          |            |
| 支 払 利 息                 | 67,212   |            |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 50,005   | 117,217    |
| 経 常 利 益                 |          | 156,292    |
| 特 別 利 益                 |          |            |
| 固 定 資 産 受 贈 益           | 423,722  | 423,722    |
| 特 別 損 失                 |          |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 315      |            |
| 減 損 損 失                 | 3,993    | 4,309      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |          | 575,705    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 300,457  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △131,066 | 169,391    |
| 当 期 純 利 益               |          | 406,314    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から)  
(平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |         |              |           |           |               |              |         |                |
|-----------|---------|---------|--------------|-----------|-----------|---------------|--------------|---------|----------------|
|           | 資 本 金   | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |           |               |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|           |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
|           |         |         |              |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |                |
| 当 期 首 残 高 | 374,011 | 282,873 | 282,873      | 6,680     | 3,300,000 | 2,124,383     | 5,431,063    | △332    | 6,087,616      |
| 当 期 変 動 額 |         |         |              |           |           |               |              |         |                |
| 新 株 の 発 行 |         |         |              |           |           |               |              |         | -              |
| 剰余金の配当    |         |         |              |           |           | △116,096      | △116,096     |         | △116,096       |
| 当 期 純 利 益 |         |         |              |           |           | 406,314       | 406,314      |         | 406,314        |
| 当期変動額合計   | -       | -       | -            | -         | -         | 290,218       | 290,218      | -       | 290,218        |
| 当 期 末 残 高 | 374,011 | 282,873 | 282,873      | 6,680     | 3,300,000 | 2,414,601     | 5,721,281    | △332    | 6,377,834      |

|           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高 | 8,527     | 6,096,143 |
| 当 期 変 動 額 |           |           |
| 新 株 の 発 行 |           | -         |
| 剰余金の配当    |           | △116,096  |
| 当 期 純 利 益 |           | 406,314   |
| 当期変動額合計   | -         | 290,218   |
| 当 期 末 残 高 | 8,527     | 6,386,362 |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月9日

株式会社スーパーバリュー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーバリューの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月12日

株式会社スーパーバリュー 監査役会

|       |         |     |    |   |
|-------|---------|-----|----|---|
| 常勤監査役 | (社外監査役) | 小森谷 | 繁行 | Ⓜ |
| 社外監査役 |         | 小崎  | 光明 | Ⓜ |
| 社外監査役 |         | 間宮  | 俊幸 | Ⓜ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 目的の変更

当社の事業に即し、事業目的の明確化・多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の追加・一部変更をするものであります。

#### (2) 公告方法

公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

#### (3) 損害賠償責任の一部免除

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条(損害賠償責任の一部免除)の規定を変更するものであります。なお、本条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 第1条 (条文省略)                          | 第1条 (現行どおり)                           |
| (目 的)                               | (目 的)                                 |
| 第2条 1～10(条文省略)                      | 第2条 1～10(現行どおり)                       |
| (新設)                                | <u>11. 古物の買取及び販売</u>                  |
| (新設)                                | <u>12. 海外商取引の代理及び輸出入業</u>             |
| (新設)                                | <u>13. インターネットによるショッピングモールの開設及び運営</u> |
| <u>11. 家具、インテリア用品の小売、卸売及びリース業</u>   | <u>14. 家具、インテリア用品の小売、卸売及びリース業</u>     |
| <u>12. 自動車運送業及び海外旅行、国内旅行の仲介・斡旋業</u> | <u>15. 自動車運送業及び海外旅行、国内旅行の仲介・斡旋業</u>   |
| <u>13. 不動産の賃貸、売買、仲介及び駐車場の経営</u>     | <u>16. 不動産の賃貸、売買、仲介及び駐車場の経営</u>       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>14. 損害保険の代理業務</u><br/><u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第25条（条文省略）</p> <p>（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人共に2百万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第27条～第31条（条文省略）</p> | <p><u>17. 損害保険の代理業務</u><br/><u>18. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第25条（現行どおり）</p> <p>（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条～第31条（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                            | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|--------------------|----------------------------|-------------------|
| 1     | 岸 本 七 朗<br>(昭和12年7月26日生) | 昭和44年5月            | 東洋サッシ販売㈱（現㈱LIXIL）入社        | 3,600株            |
|       |                          | 昭和52年4月            | ビバホーム㈱（現㈱LIXILビバ）設立        |                   |
|       |                          | 昭和58年12月           | 同社取締役店舗開発部長就任              |                   |
|       |                          | 昭和61年5月            | トーヨーサッシ㈱（現㈱LIXIL）取締役就任     |                   |
|       |                          | 昭和63年3月            | ビバホーム㈱（現㈱LIXILビバ）代表取締役社長就任 |                   |
|       |                          | 平成4年7月             | ㈱ライト経営代表取締役就任（現任）          |                   |
|       |                          | 平成8年3月             | ㈱ビッグパワー代表取締役社長就任           |                   |
|       |                          | 平成17年5月            | 当社代表取締役執行役員社長就任            |                   |
|       |                          | 平成28年3月            | 当社代表取締役執行役員会長就任（現任）        |                   |
| 2     | 岸 本 圭 司<br>(昭和47年4月19日生) | 平成8年4月             | ㈱ケーヨー入社                    | 5,200株            |
|       |                          | 平成20年3月            | 当社入社営業本部SM統括付マネージャー        |                   |
|       |                          | 平成20年9月            | 当社営業企画マネージャー               |                   |
|       |                          | 平成21年9月            | 当社営業企画推進統括マネージャー           |                   |
|       |                          | 平成22年5月            | 当社取締役執行役員就任 営業企画推進統括       |                   |
|       |                          | 平成23年5月            | 当社取締役常務執行役員営業部門担当          |                   |
|       |                          | 平成24年5月            | 当社代表取締役執行役員副社長就任           |                   |
|       |                          | 平成28年3月            | 当社代表取締役執行役員社長就任（現任）        |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3     | なかや けいいち<br>中谷圭一<br>(昭和36年7月12日生) | 昭和61年4月<br>昭和63年5月<br>平成13年10月<br><br>平成15年6月<br>平成17年5月<br>平成19年2月<br><br>平成19年8月<br>平成21年6月<br>平成25年5月<br><br>平成28年5月 | (株)富士薬品入社<br>堀会計事務所入所<br>エム・アンド・エスファインテック(株)入社財務経理部長代理<br>アルファクラブ武蔵野(株)入社<br>同社経理部長<br>同社子会社ニューライフ(株)監査役就任(現アルファクラブ武蔵野(株))<br>当社入社経理担当マネジャー<br>当社執行役員就任 経理統括<br>当社取締役執行役員就任 経理統括<br>当社常務取締役執行役員就任<br>管理部門担当(現任) | 3,100株            |
| 4     | すずき かずや<br>鈴木和弥<br>(昭和32年4月26日生)  | 昭和55年4月<br>平成5年10月<br>平成8年12月<br>平成21年11月<br>平成27年6月<br><br>平成28年5月                                                     | (株)サンマルシェ入社<br>同社総務部長<br>同社常務取締役就任<br>当社入社総務人事マネジャー<br>当社執行役員就任 総務人事統括<br>当社取締役執行役員就任 総務人事統括(現任)                                                                                                                | 1,800株            |
| 5     | いいの ただし<br>飯野忠<br>(昭和29年5月2日生)    | 昭和53年4月<br>昭和56年8月<br><br>平成16年11月<br><br>平成18年8月<br><br>平成18年11月<br><br>平成19年5月                                        | ダイオー(株)入社<br>(株)いいの設立<br>同社代表取締役就任<br>(株)紅フーズコーポレーション設立<br>同社顧問就任<br>(株)キッチンスタジオ設立<br>同社代表取締役就任(現任)<br>(株)紅フーズコーポレーション代表取締役就任<br>当社社外取締役就任(現任)                                                                  | 26,700株           |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 飯野 忠氏は、社外取締役候補者です。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項

(1) 飯野 忠氏は、経営者として長年に亘り知識・経験を積まれており、内部統制やコンプライアンスに関する的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制

が強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (2) 飯野 忠氏は当社での社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年であります。
- (3) 飯野 忠氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはなく、また多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。同氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (4) 当社は、飯野 忠氏を独立役員として、当社の上場証券取引所である株式会社東京証券取引所へ届出を行っており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (5) 当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう定款第26条第2項において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。これにより社外取締役候補者である飯野 忠氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に際し、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |                                   | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------|
| えぐちとしはる<br>江口俊治<br>(昭和31年10月14日生) | 昭和62年10月        | 中央監査法人福岡事務所入所<br>(現有限責任監査法人トーマツ)  | 一株                |
|                                   | 平成2年1月          | 太田昭和監査法人東京事務所入所<br>(現新日本有限責任監査法人) |                   |
|                                   | 平成7年7月          | 公認会計士 江口会計事務所開業                   |                   |
|                                   | 平成26年12月        | 千代田税理士法人 代表社員就任(現任)               |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、江口俊治氏は、千代田税理士法人の代表社員であり、同社と当社とは役員提供等の取引関係があります。
2. 江口俊治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

### 3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

江口俊治氏は、公認会計士及び税理士として培われた高度な専門的知識を有しており、当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は、社外監査役が期待される役割を発揮できるよう定款第26条第2項において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。これにより江口俊治氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

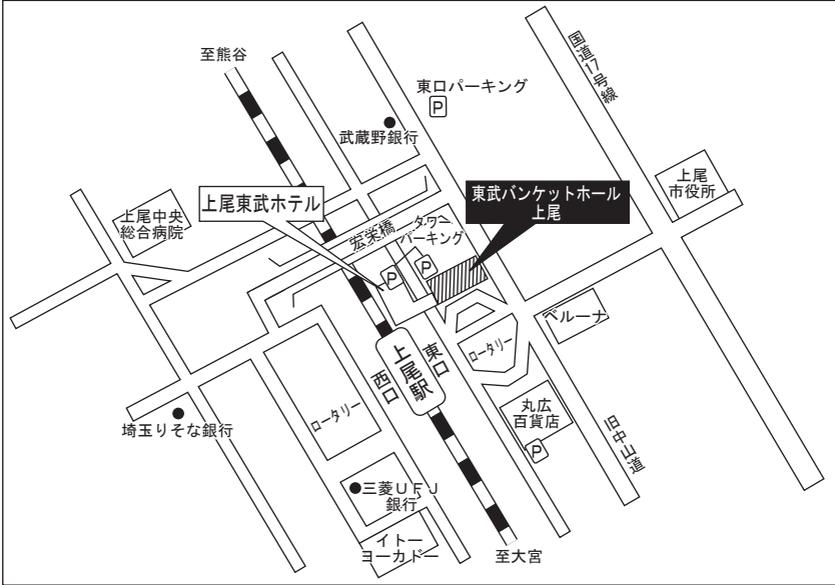
以 上





# 会場案内図

会 場 埼玉県上尾市宮本町2番1号  
アリコバールサロン館4階 東武バンケットホール上尾



(交通) JR高崎線 上尾駅下車東口 徒歩1分